福岡県災害廃棄物処理計画について(概要)

平成28年8月5日福岡県環境部廃棄物対策課

1. 災害廃棄物処理計画の目的及び策定の経緯

(1)目的

- 大規模災害による災害廃棄物を迅速かつ適切に処理し、速やかに県民の生活 基盤を復旧・復興させるため、県の役割と方策を示す。
- 市町村が行うべき処理手順等をまとめ、市町村の災害廃棄物処理計画策定に 資する。

(2) 経緯

- 福岡県環境審議会に対し、平成27年8月7日に諮問。
- 同審議会から県に対し、平成28年2月15日に答申。
- 福岡県災害廃棄物処理計画を平成28年3月に策定。

3. 主な内容

(1)基本的事項

① 処理主体

- 災害廃棄物は一般廃棄物であるため、一義的には市町村が処理する。
- 県は、支援・協力体制の整備等、調整機能を担うことを基本とする。

② 対象とする災害

○ 地震災害のほか、台風、豪雨等の風水害も対象。

③ 対象とする災害廃棄物

- 地震や水害による倒壊建物や家財等
- 被災者・避難者の生活に伴い発生するし尿や避難所ごみ

④ 処理期間

○ 災害発生から1年以内の完了を目標。困難な場合は、災害廃棄物の発生 量に応じて適切な期間を設定。

一※ 国、他県(三重、高知等)では、東日本大震災をベースに3年以内を基本としているが、本県では、災害想定による発生量(最大の量でも東日本大震災の8%)を踏まえ、1年以内の処理完了を目標とする。

⑤ 啓発・広報

○ 市町村、県は、災害時における災害廃棄物の排出・分別方法等に係る啓 発・広報を実施。

⑥ 留意点

○ 最大限、県内の既存施設を活用して処理を行うとともに、可能な限り、

リサイクル・減量化に努力。

⑦ 組織体制

- 県は、庁内に関係課で構成する組織を設置。
- 県、市町村、廃棄物関係団体等からなる連絡会(仮称)を設置し、情報 共有や適切な処理に係る検討を実施。

(2) 災害廃棄物の発生量推計

① 地震による災害廃棄物

○ 小倉東・西山・警固・永縄の4つの活断層による地震を想定し、災害廃棄 物発生量を推計。

断層名	小倉東断層	西山断層	警固断層	水縄断層
災害廃棄物 発生量	638 ∓ t	1, 131千t	1, 650千t	2, 161千t

[※]東日本大震災での災害廃棄物発生量(岩手県・宮城県・福島県(避難区域を除く)) 28,020千t

② 風水害による災害廃棄物

○ 浸水想定区域が設定されている県下40河川が氾濫した場合を想定し、災害 廃棄物発生量を推計。

河川名	筑後川	那珂川	室見川
災害廃棄物 発 生 量	287千t	254千t	111千t

- ※発生量が多い3河川を記載
- ※他県(三重、高知等)では、水害による発生量の推計は行っていない。
- ※九州北部豪雨 (H24) での災害廃棄物発生量: 65千t

(3) 災害廃棄物処理(主な事項)

① 水害廃棄物

○ 水分を含んだ畳等の発酵により発熱発火する可能性があるため、火災や 腐敗による二次災害への注意が必要。市町村は、早期に資源化や処理を行 うことが必要。

② 処理フロー

○ 災害廃棄物の種類毎に、分別、中間処理、最終処分・再資源化の方法と その量を一連の流れで整理。

③ 収集運搬体制の確保

○ 市町村は、災害廃棄物の収集運搬にあたって、道路事情や災害廃棄物の 性状等に応じた運搬手段(車両の大きさ等)や収集方法(戸別収集・被災 者による搬入)を選択。

④ 仮置場の確保

○ 仮置場の選定にあたっての市町村の留意事項(法令の制約を考慮する

等)・考え方(公有地の利用を基本とする等)を整理。

⑤ 処理施設の確保

○ 市町村は、既存の一般廃棄物施設及び協力の得られる民間事業者の処理 施設を最大限活用して処理を実施。

⑥ 環境対策、モニタリング、火災対策

○ 廃棄物処理現場(仮置場等)における周辺住民の生活環境への防止等の ため、大気、騒音・振動等の項目について、環境モニタリングを実施。

⑦ 処理困難物の処理

○ 発災後の被害を最小化するために、処理困難物 (ガソリン、薬品類等) の管理者は、管理の強化、処理業者の連絡先確認などの対策を実施。

(4)協力支援・人材育成

① 協力支援体制

○ 市町村間での相互協力体制の構築とともに、廃棄物関係団体等(産廃関 係事業者等)による協力支援体制も構築。

② 教育訓練等

○ 県及び市町村は、研修等による人材育成を実施。